

違反建築防止週間

10月15日(日)～10月21日(土)

建築基準法とその他の関係法令の目的及び内容に關し、広く県民の理解と認識を深めると共に法令遵守の徹底を図り、建築物の適法性と安全性を確保する事を目的として、10月15日から21日までの一週間、令和5年度違反建築防止週間が実施される。県及び県内の特定行政庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら一斉建築パトロールを実施。建築基準法等の遵守の啓発や指導等を行う予定である(実施日は、県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課監察行政系HPで後日紹介)。「建築基準法」は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めたもので、建築物の新築及び増改築はこの基準に従って設計され「建築確認」を受けなければならない。その後は特定の工事終了時の「中間検査」、建築工事の完了時の「完了検査」を経て「検査済証」の交付を必ず受けなければならない。このようにして初めて安全に建築物を使用することができ、安心して暮らす事が出来るのである。

あなたの建物、
違反建築
になって
いませんか?



新築時は適法でも、その後の改修や用途(使い方)の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要な場合でも、法の基準は守らなくてはなりません。改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

違反建築防止週間
令和5年 10月15日(日)～10月21日(土)

日本建築行政会議 国土交通省

平素は奈良県の建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。違反建築防止週間は、県民の皆さまに建築基準法の目的等の理解と認識を深めて頂き、違反建築物の防止を図るとともに、建築物に係る諸手続等を周知することで、建築物の安全性等の確保を目的として実施するものです。

さて、今年4月に、ハウスメーカーが供給した共同住宅について、各住戸を区切る壁である界壁が小屋裏まで達する必要が生じます。

県民の皆さまにおかれましては、建築基準法を遵守し生命や財産を保護するために、確認申請等の手続きが必要となる新築時、今後ますます安全で安心なまちづくりが求められていく中、県民の皆さまに、建築基準法に関するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



安全で安心な住まいづくり・まちづくり
奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局
建築安全推進課長 前田 巧

中間・完了検査は、安全で安心な『住まい』の基本です

令和5年度の違反建築防止週間(10/15(日)～10/21(土))については、以下のとおり実施を予定しております。

- ①広報車による県内の巡回啓発活動
- ②県内主要駅において街頭啓発活動(リーフレットの配布など)
- ③一斉建築パトロール(無作為に抽出した建築物について、建築主が中間検査及び完了検査の手続きを適正に行っているかを確認するため、特定行政庁がパトロールを行い、建築基準法の建築ルールを遵守するよう啓発や指導等を行う)
- ④各特定行政庁や建築関係団体等におけるポスターの掲示とリーフレットの配布

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じて実施します。

建築計画概要書の閲覧について 閲覧時間：9時30分～16時30分(12時～13時を除く)

建築計画概要書の閲覧は建築確認番号等の情報が必要となりますが、これらが不明な場合は職員がデータベースを使用して検索をすることも可能です。建築当時の地名地番等の情報があれば検索しやすくなるため、検索を希望される方は、以下(1)～(3)の情報を持って、所管窓口まで来所してください。

- (1)土地、建物の登記事項証明書
- (2)建築物の位置がわかる地図
- (3)公図や地積測量図

左記(1)～(3)は参考です。建築当時の地名地番、建築年、建築主氏名、階数、延べ面積、用途等がわかるものであれば(1)～(3)以外のものでも構いません。建築確認申請提出後「字」名等が変更されている場合、現在の地名地番ではデータベースで抽出できません。「字」名が変わっているか否かは、市町村役場や土地登記の閉鎖謄本等でお調べください。

<留意事項>

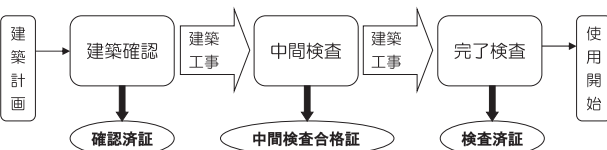
- ・昭和45年12月31日以前に建築確認された建築物については、建築計画概要書はありません。
- ・建築計画概要書の閲覧制度は、周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに無確認建築物の売買等を防止することを目的とした制度です。
- ・営業を目的とした閲覧や、合理的な理由無く建築物等を特定せずに大量に閲覧を要求する行為は、本制度の趣旨を逸脱しているため、閲覧をお断りする場合があります。

所管窓口※	所管地域	所管する建築物の規模
建築安全推進課建築指導係 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-7574	奈良市・橿原市・生駒市以外の奈良県全域	階数4以上 もしくは延べ面積 2000㎡超
郡山土木事務所建築課 大和郡山市満願寺町60-1 TEL：0743-51-0209	大和郡山市・天理市・山添村・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町	上記以外
高田土木事務所建築課 大和高田市東中2丁目2番1号 TEL：0745-44-3877	大和高田市・五條市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・野迫川村・十津川村	
中和土木事務所建築課 橿原市常盤町605番地の5 TEL：0744-48-3079	桜井市・宇陀市・川西町・三宅町・田原本町・曽爾村・御杖村・高取町・明日香村・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	

※奈良市・橿原市・生駒市に所在する建築物の建築計画概要書は、建築物の規模に関わりなく各市役所担当課にて閲覧できます。

【中間検査および完了検査】

建築確認済証の交付を受けた後、建築確認おりの建築物が建築されているかについて、建築主事や指定確認検査機関の検査を受ける手続。
中間検査は一定の建築物の特定工程の工事を終えたときに、また、完了検査は全ての建築工事が完了したときに行われる。
住宅・建築物が適法で安全・安心なものとなるためには、これらの手続が適正に行われていることが必要。



建築計画 → 建築確認 → 建築工事 → 中間検査 → 建築工事 → 完了検査 → 使用開始

確認済証 中間検査合格証 検査済証

※中間検査は、住宅(兼用住宅、長屋住宅、共同住宅を含む)や一部の特殊建築物のうち、一定規模以上のものが対象となり、構造ごとに定められた一定の工事が終了した段階で受ける必要があります。

ー 建築設計・監理ー

株式会社 福本設計

代表取締役社長 面 峯 隆 司

本社奈良事務所 奈良市大宮町4丁目281-1(新大宮センタービル5F)
TEL 0742(34)2800 代
FAX 0742(34)2878
http://fukumoto-arch.jp/

建築設計・監理・測量・土木設計

株式会社 都市企画設計コンサル

代表取締役 前 川 浩 二

本社 奈良県橿原市北八木町1-1-8(橿原中央ビル)
TEL 634-0005 FAX 0744(7)7117 代
FAX 0744(4)3252
天理営業所 奈良県天理市兵庫町307
TEL 632-0044 FAX 0743(6)3313

総合企画・建築・設計監理
品質保証ISO9001認証取得

株式会社 榎谷設計

代表取締役 中 元 綱 一

〒630-8042 奈良市西ノ京町101-1
TEL (0742) 34-1461 代
FAX (0742) 34-3218

ルールを守って
より良い市街地形成・
質の向上、
機運を高めます。

公益社団法人
奈良県宅地建物取引業協会

公益社団法人
全国宅地建物取引業保証協会奈良本部

会 長 吉 村 岩 雄
本 部 長

事 務 局 奈良市大安寺6-20-3(奈良県宅建会館)
〒630-8133 TEL (0742) 61-4528
FAX (0742) 62-9104

一級建築士事務所 奈良県知事登録 第2022(よ)77号

小林建築事務所

所 長 小 林 暁 男
副 所 長 庄 田 尚 代

事務所/奈良県天理市柳本町1519番地 〒632-0052
TEL.0743(66)2511 FAX.0743(67)2636
E-mail:akc@pearl.ocn.ne.jp

建築企画・設計・監理

株式会社 岩崎建築設計事務所

代表取締役 岩 崎 健

本 社 奈良市法連町1046番地の2
TEL 0742(2)2283 代
FAX 0742(2)5011

建築企画・設計・監理

株式会社 北和設計

代表取締役 高 杉 明

〒630-8001 奈良市法華寺町126-1
TEL (0742) 30-4621
FAX (0742) 30-4622

一級建築士事務所

株式会社 岩岸設計

代表取締役 岩 岸 雅 浩

〒639-2143 奈良県葛城市南道徳150-3
TEL.0745(69)5915 代
FAX.0745(69)4114
URL http://www.iwagishi.co.jp
E-mail info@iwagishi.co.jp

一般財団法人
なら建築住宅センター

理 事 長 伊 伏 堅 太 郎

本 店 奈良市大森町57-3(奈良県農協会館5F)
〒630-8131 TEL 0742-27-6501
中 和 支 店 大和高田市大字中16-4(竹村ビル6F)
〒635-0095 TEL 0745-21-5721